

令和3年度 第3回 静岡市多文化共生協議会

日時 令和3年9月16日(木) 19:00~20:30

場所 静岡市役所静岡庁舎 新館3階 茶木魚

次 第

1 開会

2 前回のおさらい(資料1)

3 条例骨子案審議(資料2)

その1 「前文」～「責務」について(前回からの修正)

その2 「施策の柱」について

その3 「推進」について

4 その他(資料3-1、3-2)

5 閉会

配付資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・資料1 第2回協議会のまとめ
- ・資料2 「(仮称)多文化共生のまち推進条例」の骨子案
- ・資料3-1 今後のスケジュール
- ・資料3-2 市民意見交換会(案)
- ・参考資料 多文化共生のまちづくりアンケート調査 年代別集計

静岡市多文化共生協議会 委員名簿

(第10期:2021.5.25.委嘱/氏名50音順)

No.	ふりがな 氏名(敬称略)	委員区分
1	いそべ まさみ 磯部 正己	関係団体代表 (一般財団法人静岡市国際交流協会)
2	いとう ようこ 伊藤 洋子	外国籍等市民
3	いむら ふみの 磐村 文乃	公募市民
4	おかわ たけし 小川 毅	関係団体代表 (静岡市校長会)
5	かとう れいな 加藤 伶奈	公募市民
6	こう ゆき 孔 雪	公募市民
7	ゴー グエン ゴック トラム	外国籍等市民
8	パメラ ジュール	外国籍等市民
9	たかはた さち 高畑 幸	有識者
10	ながさか あるび な 長阪 有美奈	外国籍等市民
11	なかむら なおやす 中村 直保	関係団体代表 (静岡市自治会連合会)
12	のだ としろう 野田 敏郎	有識者
13	ホリウチ アリッセ イズミ	有識者
14	まつなが ひであき 松永 秀昭	関係団体代表 (静岡商工会議所)

日時：2021年7月28日（水）19：00～21：00

場所：静岡市役所 本館3階 第1委員会室

審議その1
「前文」
「目的」

- ・留学生や技能実習生だけでなく、長期滞在者についても触れるようにする
- ・地域社会に参画することの重要性について、信頼できる関係づくり、交流の大切さをきちんと説明する
- ・静岡市の特色として、自治体加入率が高いことや、防災についてもものせることができる
- ・地域住民の交流を深める、理解しあう場が必要。安心、安全につながる「笑顔」がキーワードになる
- ・「静岡人」という言葉を共通認識にする
- ・「包摂性」という言葉は難しい
- ・日本人同士の中での多様性もある。個人の文化を大切にすることが「多文化共生」だと考えられる

審議その2
「定義」
「基本理念」

- ・日本人と外国人を区別なく、「すべての人が・・・」と多文化共生を規定することに賛成。「ともに行動する」もよい
- ・学校に限らず、いろいろな場面において大切な、「学びあい」を加える
- ・「民族等」という言葉はイメージしにくい。「文化」「価値観」など、イメージしやすい表現への言い換えも考えられる
- ・「違い」という言葉が2度使われるなど、くどいと感じられる表現を言い換える
- ・万人に受け入れられるのは難しいかもしれないが、恩恵、メリットを示すなど、受け入れられるような説明を加えられるとよい

審議その3
「市、市民、
事業者の
責務」

- ・「差別」という言葉は、マイナスイメージだが、「差別しない」という表現を残すことに意義がある
- ・市民の責務の「推進に努める」の表現を「参画する」や「協力する」に言い換えることも考えられる
- ・「市民の責務」を「静岡人の責務」にできれば個性的な条例になる
- ・事業者の責務として、採用や雇用だけでなく、サービスの提供においても、差別があってはならないので追加する
- ・半田市の条例のように「事業者は市の多文化共生施策に協力しなければならない」くらいの表現もありうる

かしょう たぶん かきょうせい すいしんじょうれい こっしあん
 (仮称)多文化共生のまち推進条例 骨子案

※骨子は実際の条例にしたときの要点(エッセンス)とするものです

審議その1 【前回からの修正】 「前文」と「目的」

	骨子案	ポイント
<p>前文</p>	<p>ここでは、条例をつくる背景にあるものを表します。</p> <p>① 社会情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民数が増えていること 国が地方自治体に求めていること、(包摂性…助け合う社会の実現、デジタル化を進めること など) <p>② 静岡市の特色</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然や歴史資源に恵まれていること 東京や名古屋に新幹線で1時間と便利なこと 地方の中核都市であっても、自治会・町内会を基本とした古くからの近所のつながりが強いこと 政令指定都市、県庁所在市、港湾都市…世界につながる産業や経済があること 長い期間暮らしている外国人も多く、特に、地域の産業や経済の発展などに貢献していること 大学、専門学校、日本語学校など、外国人の教育環境が充実していること 外国人住民は多様な国籍で、市内のいろいろなところに暮らしていること 留学生や技能実習生を中心とした、20代から30代前半までの世代が増えていること 2014年に『静岡市多文化共生推進計画』を作り、多文化共生のまちづくりに取り組んできたこと 国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」について、パートナーシップによる達成を目指していること <p>③ 多文化共生の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が地域の活性化やグローバル化に欠かせないこと 外国人住民の積極的な社会への参画が地域社会にとっても重要なこと <p>④ あるべき姿(将来の理想のまち、こうあってほしいまち)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様性を認め合い、誰もが「静岡人」(ともに静岡市で生活する仲間である)という共通の誇りを持つまち 災害時などにも備え、みんなで助け合い、学び合い、安心、安全で、幸せに暮らせるまち 豊かな交流から、互いを信頼しあえる関係をつくり、はぐくみ、笑顔にあふれるまち 一人一人が個性と能力を発揮して、グローバルに発展していくまち <p>※「一人一人」の表現は、この資料では、「文部省用字用語例」にもとづくものとしています。</p>	<p>★ 内容は、他の条例を参考に次の4点とした。</p> <p>① 社会情勢 ② 静岡市の特色 ③ 多文化共生の重要性 ④ あるべき姿</p> <p>★ あるべき姿は、委員の意見等をもとに次の3点とした。</p> <p>ア 多様性を認め合い、誰もが「静岡人」という共通の誇りを持つまち</p> <p>多様性を認め合える みんなが「静岡人」 日本の文化を大事にしながら外国人も気楽で楽しい 互いの文化を認め合い学び合う 歓迎されている 外国につながることを誇りに</p> <p>イ みんなで助け合い、安心、安全で、幸せに暮らせるまち</p> <p>誰もが安心、安全 外国人の子どもや親が安心 留学生が安心 喜び 幸せ 笑顔 寛容 自主協同・相互扶助 お互いに助け合える 共によりよく 会話がふれる 社会参画</p> <p>ウ 一人一人が個性と能力を発揮して、グローバルに発展していくまち</p> <p>誰もがその人らしく 能力を発揮 それぞれの生き方がそれぞれの個性 国際的 インターナショナル グローバル 世界全体の幸福を考える</p>
<p>目的</p>	<p>ここでは、この条例で何を決め、何をめざすかを示します。</p> <p>多文化共生のまちの推進について、</p> <p>「基本理念」「市、市民、事業者の責務」「基本的施策施策の柱」を定め、総合的、計画的に推進することにより、誰もが安心、安全で幸せに暮らし、個性や能力を発揮する、多様性と誰一人取り残さずに、社会のみんなで助け合う社会的包摂性のある社会の実現を目的とする</p>	

【前回からの修正】 「定義」と「基本理念」

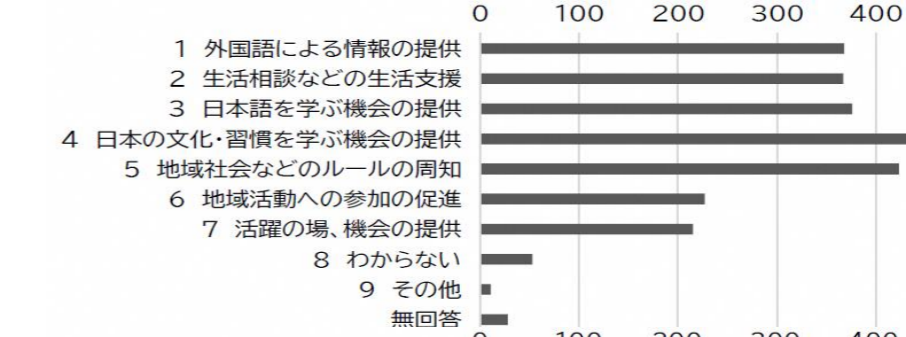

	骨子案	ポイント
<p>定義</p>	<p>ここでは、条例で使う重要な言葉の意味を示します。</p> <hr/> <p>「多文化共生のまち」とは、 <small>こくせき みんぞくとう ちが そんちよう</small> 「すべての人が、国籍、民族等の違いを尊重し、助け合い、その違いを活かし、ともに行動する社会」とする</p> <p>「多文化共生のまち」とは、 <small>こくせき みんぞく げんご しゅうきょう せいかつようしき ちが かん ぶんかてき とくちよう じんしゅ う</small> 「すべての人が、国籍、民族(言語、宗教、生活様式、価値観などの文化的な特徴)や人種(生まれながらにしての皮膚や毛髪の色など外見的特徴)を尊重し、助け合い、学び合い、一人一人の個性を活かして、ともに行動する社会」とする</p> <p>※「定義」以外の文章では、「国籍、民族等」とする</p> <p>国籍、民族等…国の定義をうけて同じ表し方とする</p> <p>民族…言語、宗教、生活様式、価値観など文化的な特徴を共有する人間の集団</p> <p>「等」に含まれるもの…人種（皮膚や毛髪の色など生物学的・外見的特徴による区分）</p>	<p>★重要な言葉として、「多文化共生のまち」を定義することとした。</p> <p>★「多文化共生」…人それぞれに受けとめ方が違う。</p> <p>2006年の国(総務省)の定義は、「国籍や民族などがちがう人々が、お互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会のメンバーとしてともに生きていく」となっている。</p> <p>静岡市は、一歩踏み込んで、すべての人が、多文化共生を自分のこととしてとらえ(主語)、国籍や民族等の違いを尊重し、助け合い、学びあい、その違い一人一人の特徴を活かしてともに行動することを「多文化共生のまち」と定義する。</p> <p>★基本理念は、市民、事業者、市が同じ考えで取り組む必要があるため、示すもの。国籍や民族などが違うことへの差別なく、多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂性(ソーシャル・インクルージョン)を、将来的につづく本市の発展につなげていこうとする考えとし、そのために、「多文化共生のまち」を推進する。</p>
<p>基本理念</p>	<p>ここでは、「多文化共生のまちの推進」について、すべての基本となる考えを示します。</p> <p>多文化共生のまちの推進は、</p> <p>① 誰でもすべての人が(日本人でも外国人でも)、国籍、民族等で差別されず、平等で人権が尊重され、</p> <p>② 誰一人取り残さずに、社会のみんなで助け合う社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)のもと、</p> <p>③ 一人一人が違う多様性(ダイバーシティ)を活かして、</p> <p>誰もがすべての人が幸せを感じることもできる、将来に向けて持続可能な社会の発展のために行われる</p>	<p>★ 2008年に制定された、静岡県の条例は、外国人と日本人との間の多文化共生を目指しており、条例が施行後 10 年以上経過していることから、静岡市は、一歩踏み込んだ多文化共生のまちの実現を目指すべきと考えた。</p> <p>具体的には、外国人と日本人との2つに分けられない多様性や、国際的なSDGsの指針、不当なヘイトスピーチやインターネットでの誹謗中傷の問題などの動向を捉え、県条例の「安心して快適に暮らす地域社会の実現」を前提として、将来的に、「誰もがすべての人が幸せを感じることもできるまち」のために、一人一人違うみんなで行き組んでいくことを考えた。</p>

【前回からの修正】 「責務」

	骨子案	ポイント
責務	ここでは、多文化共生のまちの推進のための市、市民、事業者の責任と義務、役割分担を示します。	★ それぞれの役割分担は、次のとおりとした。
市	市は、基本理念にしたがって、 「多文化共生のまち」の推進の総合的な取組を決め、実施する	市 … 「多文化共生のまち」の推進について、総合的に施策を決め実施する。 基本的な施策(取り組み)は、「条例」で決める。 ※次回、第3回協議会で話し合います。 具体的な施策は、「多文化共生推進計画」で決める。 ※来年度の協議会で話し合います。
市民	市民は、基本理念にしたがって、 国籍、民族等の違いによる差別をすることなく、されることなく、 地域、職場、学校、家庭などで「多文化共生のまち」の推進に努める ※「努める」はそのまま残す	市民(市内に居住する人、通学・通勤する人、市内で事業や活動をする個人) … 生活の中のいろいろな時に、多文化共生に向き合う場面がある。 地域での近所付き合い、仕事や学校での人間関係、家族の中での会話など、 どんな場面でも、国籍、民族等の違いを尊重し、助け合い、その違いを活かし ともに行動する「多文化共生のまち」の推進に努めるものとする。
事業者	事業者は、基本理念にしたがって、 採用募集や労働条件、サービス等の提供において、国籍、民族等の違いによる差別をすることなく、さ れることなく、事業活動を通して、「多文化共生のまち」の推進に努めるとともに、市の「多文化共生のま ち」推進の取組に協力しなければならない	事業者(企業、社会福祉法人、NPO法人、学校、法定・任意の団体・グループなど) … 市民一人一人だけでなく、組織である事業者も、雇用に関する法律等にの っとり、採用募集や労働条件、サービス等の提供について国籍、民族等の違 いによる差別なく、事業にあたり「多文化共生のまち」の推進に努める必要 がある。

審議 その2 「施策の柱」

	骨子案	ポイント																																												
<p>施策の柱</p>	<p>ここでは、市が多文化共生のまちを推進していくために、特に大切だと考えているものを示します。</p> <p>市は、多文化共生のまちの推進について、安定した生活の基盤をつくるために必要な取組をしなければならぬ。</p> <table border="1" data-bbox="492 558 1679 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 558 1012 600">総務省「地域における多文化共生推進プラン」</th> <th data-bbox="1012 558 1679 600">市の事業例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 600 1012 705">行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備</td> <td data-bbox="1012 600 1679 705">市広報紙「静岡気分」外国語版の作成・配布 静岡市多文化共生総合相談センターの運営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 705 1012 758">生活オリエンテーションの実施</td> <td data-bbox="1012 705 1679 758">各区戸籍住民課窓口における情報提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 758 1012 810">適正な労働環境の確保</td> <td data-bbox="1012 758 1679 810">外国人労働者に関する情報収集</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 810 1012 863">災害時の支援体制の整備</td> <td data-bbox="1012 810 1679 863">避難地標識板の絵文字化とローマ字化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 863 1012 915">医療・保険サービスの提供</td> <td data-bbox="1012 863 1679 915">外国語版「健診まるわかりガイド」の作成・配布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 915 1012 968">子ども・子育て及び福祉サービスの提供</td> <td data-bbox="1012 915 1679 968">外国語版「母子健康手帳」の交付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 968 1012 1020">住宅確保のための支援</td> <td data-bbox="1012 968 1679 1020">外国語版市営住宅入居案内の作成・配布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 1020 1012 1073">感染症流行時における対応</td> <td data-bbox="1012 1020 1679 1073">多言語によるホームページ作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 1073 1012 1115">留学生の地域における就職促進</td> <td data-bbox="1012 1073 1679 1115">静岡県との連携による留学生の就職促進</td> </tr> </tbody> </table>	総務省「地域における多文化共生推進プラン」	市の事業例	行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備	市広報紙「静岡気分」外国語版の作成・配布 静岡市多文化共生総合相談センターの運営	生活オリエンテーションの実施	各区戸籍住民課窓口における情報提供	適正な労働環境の確保	外国人労働者に関する情報収集	災害時の支援体制の整備	避難地標識板の絵文字化とローマ字化	医療・保険サービスの提供	外国語版「健診まるわかりガイド」の作成・配布	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	外国語版「母子健康手帳」の交付	住宅確保のための支援	外国語版市営住宅入居案内の作成・配布	感染症流行時における対応	多言語によるホームページ作成	留学生の地域における就職促進	静岡県との連携による留学生の就職促進	<p>★「施策の柱」として、次の4つを挙げます。</p> <p>① 生活基盤の整備 ② 教育の充実 ③ 地域住民の交流促進 ④ 人材の育成</p> <p>★ 施策の柱について、「市は必要な取組をする」ことまでを条例にのせ、具体的な事業は、「多文化共生推進計画」で示します。</p> <p>★ 「多文化共生推進計画」では、総務省が自治体に求める「地域における多文化共生推進プラン」を反映します。また、現在の事業を検証し、新しい事業も検討をします。くわしくは、来年度の多文化共生協議会で審議します。</p> <p>★ アンケートの結果で、外国人住民が「多文化共生、国際交流の場づくりのために行政に特に取り組んでほしいこと」は、「多言語情報発信の充実」、「雇用の確保や安定」、「日本人との交流機会」、「日本語教育」、「やさしい日本語」などが多くあげられました。</p> <div data-bbox="1709 940 2855 1371"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 外国人向けの多言語による情報発信を充実する</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>2 市からのお知らせや市役所窓口での会話を、やさしい日本語にする</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>3 外国の文化や言葉を紹介する</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>4 日本人の理解を深める事業を行う</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>5 外国人と日本人が交流できる機会や場所を増やす</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>6 外国人が利用しやすい教育や福祉をすすめる</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>7 外国人の雇用の確保や安定をすすめる</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>8 外国人が日本語を学びやすいようにする</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>9 外国人が母語を学べる場づくり、支援をする</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>10 その他</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】静岡市外国人住民アンケート 2020</p> </div>	項目	回数	1 外国人向けの多言語による情報発信を充実する	384	2 市からのお知らせや市役所窓口での会話を、やさしい日本語にする	278	3 外国の文化や言葉を紹介する	155	4 日本人の理解を深める事業を行う	186	5 外国人と日本人が交流できる機会や場所を増やす	286	6 外国人が利用しやすい教育や福祉をすすめる	231	7 外国人の雇用の確保や安定をすすめる	291	8 外国人が日本語を学びやすいようにする	284	9 外国人が母語を学べる場づくり、支援をする	134	10 その他	42	無回答	113
総務省「地域における多文化共生推進プラン」	市の事業例																																													
行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備	市広報紙「静岡気分」外国語版の作成・配布 静岡市多文化共生総合相談センターの運営																																													
生活オリエンテーションの実施	各区戸籍住民課窓口における情報提供																																													
適正な労働環境の確保	外国人労働者に関する情報収集																																													
災害時の支援体制の整備	避難地標識板の絵文字化とローマ字化																																													
医療・保険サービスの提供	外国語版「健診まるわかりガイド」の作成・配布																																													
子ども・子育て及び福祉サービスの提供	外国語版「母子健康手帳」の交付																																													
住宅確保のための支援	外国語版市営住宅入居案内の作成・配布																																													
感染症流行時における対応	多言語によるホームページ作成																																													
留学生の地域における就職促進	静岡県との連携による留学生の就職促進																																													
項目	回数																																													
1 外国人向けの多言語による情報発信を充実する	384																																													
2 市からのお知らせや市役所窓口での会話を、やさしい日本語にする	278																																													
3 外国の文化や言葉を紹介する	155																																													
4 日本人の理解を深める事業を行う	186																																													
5 外国人と日本人が交流できる機会や場所を増やす	286																																													
6 外国人が利用しやすい教育や福祉をすすめる	231																																													
7 外国人の雇用の確保や安定をすすめる	291																																													
8 外国人が日本語を学びやすいようにする	284																																													
9 外国人が母語を学べる場づくり、支援をする	134																																													
10 その他	42																																													
無回答	113																																													
<p>教育の充実</p>	<p>市は、多文化共生のまちの推進について、学校教育と生涯学習が重要であり、それらを充実していかなければならない。また、日本語教育の役割も重要であり、日本語教育をすすめるために必要な取組をしなければならぬ。</p> <table border="1" data-bbox="492 1461 1679 1713"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 1461 1012 1503">総務省「地域における多文化共生推進プラン」</th> <th data-bbox="1012 1461 1679 1503">市の事業例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 1503 1012 1556">多文化共生の意識啓発・醸成</td> <td data-bbox="1012 1503 1679 1556">国際交流員による国際理解講座</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 1556 1012 1608">日本語教育の推進</td> <td data-bbox="1012 1556 1679 1608">学校での日本語指導教室の設置・運営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 1608 1012 1713">教育機会の確保</td> <td data-bbox="1012 1608 1679 1713">基本的な日本語の読み書きの習得を目的とする日本語講座の開講</td> </tr> </tbody> </table>	総務省「地域における多文化共生推進プラン」	市の事業例	多文化共生の意識啓発・醸成	国際交流員による国際理解講座	日本語教育の推進	学校での日本語指導教室の設置・運営	教育機会の確保	基本的な日本語の読み書きの習得を目的とする日本語講座の開講	<p>★ ① 生活基盤の整備について</p> <p>施策の柱の1つめは、「生活基盤の整備」です。多文化共生は、安定した生活基盤ができていくことが前提にあるものと考えます。</p> <p>★ ② 教育の充実について</p> <p>施策の柱の2つめは、「教育の充実」です。多文化共生の意識を高めるため、学校教育、生涯学習（学校以外での学びの場や啓発事業など）を、充実していきます。また、日本語教育をいっそう推進する必要があるため、条例に規定します。</p>																																				
総務省「地域における多文化共生推進プラン」	市の事業例																																													
多文化共生の意識啓発・醸成	国際交流員による国際理解講座																																													
日本語教育の推進	学校での日本語指導教室の設置・運営																																													
教育機会の確保	基本的な日本語の読み書きの習得を目的とする日本語講座の開講																																													

	骨子案	ポイント																																						
<p>施策の柱</p> <p>ちい きじゅうみん 地域住民の 交流促進</p>	<p>ここでは、市が多文化共生のまちを推進していくために、特に大切だと考えているものを示します。</p> <p>市は、多文化共生のまちの推進について、地域住民の交流促進のために必要な取組をしなければならぬ。</p> <table border="1" data-bbox="477 512 991 716"> <tr><th>総務省「地域における多文化共生推進プラン」</th></tr> <tr><td>外国人住民の社会参画支援</td></tr> <tr><td>外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1026 512 1665 764"> <tr><th>市の事業例</th></tr> <tr><td>地域イベントへの外国人住民の参加促進</td></tr> <tr><td>外国人人材バンクの活用</td></tr> <tr><td>「静岡わいわいワールドフェア」の開催</td></tr> <tr><td>生涯学習施設や地域団体等での交流事業</td></tr> </table>	総務省「地域における多文化共生推進プラン」	外国人住民の社会参画支援	外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応	市の事業例	地域イベントへの外国人住民の参加促進	外国人人材バンクの活用	「静岡わいわいワールドフェア」の開催	生涯学習施設や地域団体等での交流事業	<p>★ ③ 地域住民の交流促進について</p> <p>施策の柱の3つめは、「地域住民の交流促進」です。地域でともに暮らす住民どうしの交流の場をつくり、助け合いや学び合いを進めます。出会い、交流をきっかけに、地域の中で信頼関係が築かれ、ひろげていくことにより、市民すべてが安心、安全で暮らしやすいまちづくりに結びつくと考えます。</p> <p>★ ④ 人材の育成について</p> <p>施策の柱の4つめは、「人材の育成」です。多文化共生のまちの推進には、地域や職場、学校などで意識的に取り組む市民、市の職員などを増やす取組が必要だと考えます。</p>																														
総務省「地域における多文化共生推進プラン」																																								
外国人住民の社会参画支援																																								
外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応																																								
市の事業例																																								
地域イベントへの外国人住民の参加促進																																								
外国人人材バンクの活用																																								
「静岡わいわいワールドフェア」の開催																																								
生涯学習施設や地域団体等での交流事業																																								
<p>人材の育成</p>	<p>市は、多文化共生のまちの推進について、人材育成のために必要な取組をしなければならぬ。</p> <table border="1" data-bbox="1026 932 1665 1083"> <tr><th>市の事業例</th></tr> <tr><td>多文化共生サポーター養成講座</td></tr> <tr><td>職員向け「やさしい日本語」講座</td></tr> </table>	市の事業例	多文化共生サポーター養成講座	職員向け「やさしい日本語」講座	<p>★ 市が日本人を対象に行ったアンケート調査では、市は多文化共生を進めるにあたり、外国人には、「日本文化・習慣を機会の提供」、「地域社会などのルールの周知」を、日本人には、「様々な国の文化・習慣などを学ぶ機会の提供」、「外国人住民との交流機会の充実」をしてほしいという意見が多くあげられました。</p>																																			
市の事業例																																								
多文化共生サポーター養成講座																																								
職員向け「やさしい日本語」講座																																								
	<p>【参考】総務省「地域における多文化共生推進プラン」の施策 ～第1回多文化共生協議会「資料3」より～</p> <p>【施策】</p> <p>① コミュニケーション支援 行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備 日本語教育の推進 生活オリエンテーションの実施</p> <p>② 生活支援 教育機会の確保 適正な労働環境の確保 災害時の支援体制の整備 医療・保健サービスの提供 子ども・子育て及び福祉サービスの提供 住宅確保のための支援 感染症流行時における対応</p> <p>③ 意識啓発と社会参画支援 多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援</p> <p>④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応 留学生の地域における就職促進</p> <p>多文化共生施策の推進体制の整備 地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働</p> <p>多文化共生の推進に係る指針・計画の策定</p>	<p>外国人住民への取組</p>  <table border="1"> <tr><th>外国人住民への取組</th><th>回数</th></tr> <tr><td>1 外国語による情報の提供</td><td>約350</td></tr> <tr><td>2 生活相談などの生活支援</td><td>約350</td></tr> <tr><td>3 日本語を学ぶ機会の提供</td><td>約350</td></tr> <tr><td>4 日本の文化・習慣を学ぶ機会の提供</td><td>約400</td></tr> <tr><td>5 地域社会などのルールの周知</td><td>約350</td></tr> <tr><td>6 地域活動への参加の促進</td><td>約250</td></tr> <tr><td>7 活躍の場、機会の提供</td><td>約250</td></tr> <tr><td>8 わからない</td><td>約50</td></tr> <tr><td>9 その他</td><td>約50</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>約50</td></tr> </table> <p>日本人</p>  <table border="1"> <tr><th>日本人</th><th>回数</th></tr> <tr><td>1 様々な外国語を学ぶ機会の提供</td><td>約250</td></tr> <tr><td>2 様々な国の文化・習慣などを学ぶ機会</td><td>約400</td></tr> <tr><td>3 外国人住民との交流機会の充実</td><td>約350</td></tr> <tr><td>4 外国人住民を支援する活動の促進</td><td>約250</td></tr> <tr><td>5 わからない</td><td>約100</td></tr> <tr><td>6 その他</td><td>約50</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>約50</td></tr> </table> <p>【出典】令和3年度 静岡市多文化共生のまちづくりアンケート(日本人)調査</p>	外国人住民への取組	回数	1 外国語による情報の提供	約350	2 生活相談などの生活支援	約350	3 日本語を学ぶ機会の提供	約350	4 日本の文化・習慣を学ぶ機会の提供	約400	5 地域社会などのルールの周知	約350	6 地域活動への参加の促進	約250	7 活躍の場、機会の提供	約250	8 わからない	約50	9 その他	約50	無回答	約50	日本人	回数	1 様々な外国語を学ぶ機会の提供	約250	2 様々な国の文化・習慣などを学ぶ機会	約400	3 外国人住民との交流機会の充実	約350	4 外国人住民を支援する活動の促進	約250	5 わからない	約100	6 その他	約50	無回答	約50
外国人住民への取組	回数																																							
1 外国語による情報の提供	約350																																							
2 生活相談などの生活支援	約350																																							
3 日本語を学ぶ機会の提供	約350																																							
4 日本の文化・習慣を学ぶ機会の提供	約400																																							
5 地域社会などのルールの周知	約350																																							
6 地域活動への参加の促進	約250																																							
7 活躍の場、機会の提供	約250																																							
8 わからない	約50																																							
9 その他	約50																																							
無回答	約50																																							
日本人	回数																																							
1 様々な外国語を学ぶ機会の提供	約250																																							
2 様々な国の文化・習慣などを学ぶ機会	約400																																							
3 外国人住民との交流機会の充実	約350																																							
4 外国人住民を支援する活動の促進	約250																																							
5 わからない	約100																																							
6 その他	約50																																							
無回答	約50																																							

審議のポイント：4つの柱についてどうか。他に柱にしたほうがよいことはないか。

審議 その3 「推進」

	骨子案	ポイント
多文化共生推進計画	<p>ここでは、「施策」を推進するために、「多文化共生推進計画」を策定することについて示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、多文化共生のまちの推進の取組を総合的に、また、計画的におこなうため、多文化共生推進計画をつくらなければいけません。 ○ 市長は、計画をつくるときは、あらかじめ、市民の意見を反映するのに必要な手続き（措置）をしなければいけません。 ○ 市長は、計画をつくるときは、あらかじめ、静岡市多文化共生協議会の意見をきかなければなりません。 ○ 市長は、計画をつくったときは、なるべく早く、公表します。 ○ これらのことは、計画を変更するときにも同じように取り扱います。 	<p>★ 「市の責務」で示した、多文化共生のまちの推進の総合的な施策(事業)を、計画的におこなうため、市長は、市民の意見を反映し、協議会の意見を聴いて、多文化共生推進計画を作り、公表することを規定します。</p>
推進体制	<p>ここでは、「多文化共生協議会」の役割等について示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、多文化共生のまちの推進について、基本的な取組と重要なことがらを審議するために、「静岡市多文化共生協議会」を置きます。 ○ 協議会は、それらについて、市長に意見することができます。 	<p>★ 静岡市多文化共生協議会を、多文化共生のまちの推進組織として、条例に位置づけます。役割は現在と同じ「基本的施策と重要事項の審議」とします。</p>
委任	<p>ここでは、その他、この条例を進めていくために必要なことは、別に定めることを示します。</p> <p>この条例が効力をもつために、必要なことがあれば、規則や要綱などで別に決めます。</p>	<p>★ 条例で決めきれないことも、規則や要綱などで定めることを規定します。</p>
その他		<p>他の自治体の条例では、次のようなことを盛り込んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の理解を深めるための啓発活動(静岡県) ○ 県民への情報提供など活動の支援(静岡県、宮城県) ○ 県民の関心を深めるための「推進月間」(群馬県)

審議のポイント：多文化共生推進計画、協議会についてどうか。
 その他に、盛り込むことなどについての自由なアイデアを。

今後のスケジュール（案）

	2021年9月	10月	11月	12月	2022年1月	2月	3月	
多文化共生協議会	9.16 第3回協議会 ・骨子案	← 必要に応じて、書面（メール）で、資料の確認をお願いします →					2月～3月上旬 第4回協議会 ・パブコメの結果 ・修正案	
市民意見交換会			11.13 駿河区 みなくる 11.28 葵区 市役所静岡庁舎 12.7 清水区 市役所清水庁舎 市民意見交換会 ・資料は、やさしい日本語で作成	資料3-2				
パブリックコメント （パブコメ）				12月下旬～1月下旬 パブリックコメント ・資料は、やさしい日本語、英語、 中国語、ベトナム語、フィリピン語、 ポルトガル語で作成				
国際交流課 （市役所の内部調整）	協議会の骨子案にもとづき、 ①市民意見交換会の準備 ②パブコメ案の検討		パブコメ案の 決定			パブコメの結果 を受けて修正案 の検討	最終案の決定 →6月市議会の 議案作成	

◎ 条例の策定過程（プロセス）については、静岡市ホームページ内の
「多文化共生のまちづくり」のページで積極的に情報発信します。

URL https://www.city.shizuoka.lg.jp/799_000146.html



(仮称) 多文化共生のまち推進条例 市民意見交換会 (案)

1 背景

- (1) 条例案意見聴取 条例策定手続きの一環としての市民意見聴取の場
 (2) 国際理解講座 本年度の「ともに暮らす外国人から学ぶ国際理解講座」の役割

2 目的

さらなる多文化共生のまちづくりをすすめていくために必要なことを外国人住民から学ぶとともに「(仮称) 多文化共生のまち推進条例」を考える場とする。

3 日時・場所・内容等

- ・11月～12月、3区での開催。
- ・「国際理解講座」と「条例案意見聴取」の2部構成。ふさわしいタイトルを付ける。
- ・「国際理解講座」は、多文化共生のまちづくりの教養として、各回異なるテーマで、外国ルーツの協議会委員を講師に、外国人住民の思いを聴く機会とする。(約40分)
- ・「条例案意見聴取」は、各回ほぼ同内容とし、骨子案の説明、質疑応答、パブコメ案内。(約40分)
- ・資料は、「やさしい日本語」で用意し、「やさしい日本語」の理解促進も兼ねる。

	駿河区	葵区	清水区
日時	11月13日(土) 10:30～12:00	11月28日(日) 15:30～17:00	12月7日(火) 18:30～20:00(予定)
場所	みなくる 地域交流ホール (定員 MAX100)	静岡市役所 第3委員会室 (定員 MAX80)	清水区役所ふれあいホール (定員 MAX100)
内容	1 国際理解講座 テーマ: 地域の多文化共生 2 条例案意見聴取	1 国際理解講座 テーマ: グローバルの視点 2 条例案意見聴取	1 国際理解講座 テーマ: コミュニケーション 2 条例案意見聴取
講師 (予定)	各回とも外国ルーツの協議会委員 2人に務めていただく		
その他	・多文化共生サポーター養成講座 (13:30～16:30)	・広報紙 11月号 ・わいわいワールドフェア (10:30～15:30)	・特に日本語ボランティアに案内

4 名称・各回サブタイトル

「みんなでめざそう 多文化共生のまち」

第1回 駿河区 ～となりの静岡人(シズオカジン)～

第2回 葵区 ～外国文化 in Shizuoka～

第3回 清水区 ～言葉の壁を越えて楽しい交流を～

5 告知方法

- (1) チラシ作成・配付 SAME、生涯学習施設、図書館で配布、関係団体に郵送、国際交流課事業で周知
- (2) 広報紙 11 月号 11 月 28 日開催分は広報 11 月号に掲載
- (3) 報道投込み 各回実施

6 開催までのスケジュール

- 8月 開催概要決定、会場予約、講師予定確保、ちらし作成
- 9月 ちらし配布
- 10月 募集開始、資料作成
- 11月～12月 開催

7 経 費 講師謝金 @8,000 円×6 人=48,000 円

令和3年度 多文化共生のまちアンケート（日本人）調査 年代別集計

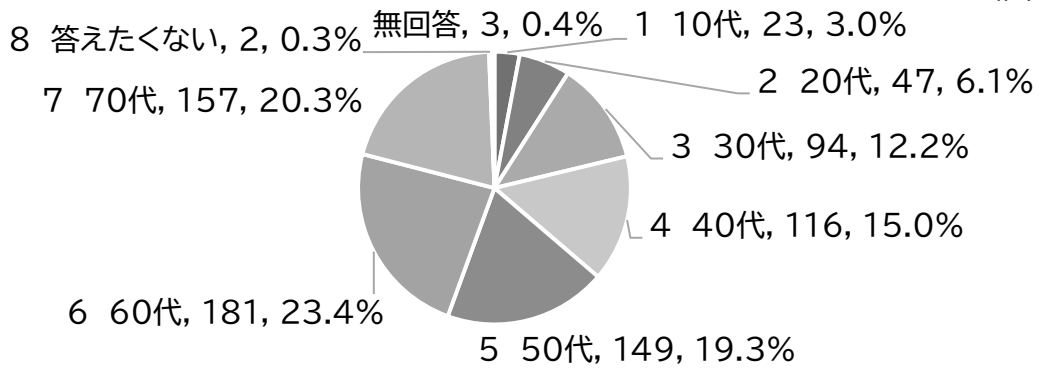
※年代別集計結果はグラフ表示。原則、各年代上位3つの選択肢名を記載（無回答者を除く。）

1 結果

(1) 回答者の基本属性について

問3 あなたの年代は。	
1 10代	23
2 20代	47
3 30代	94
4 40代	116
5 50代	149
6 60代	181
7 70代	157
8 答えたくない	2
無回答	3

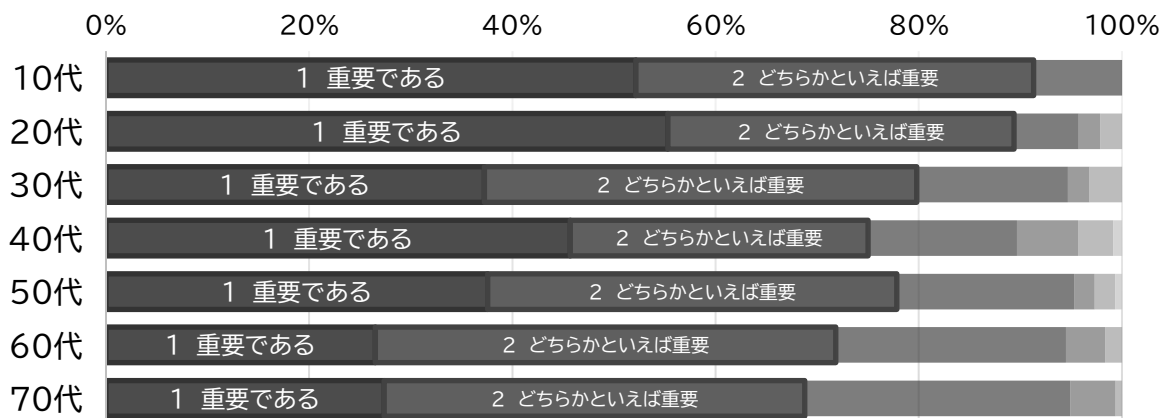
n=772



(2) 多文化共生の重要度について

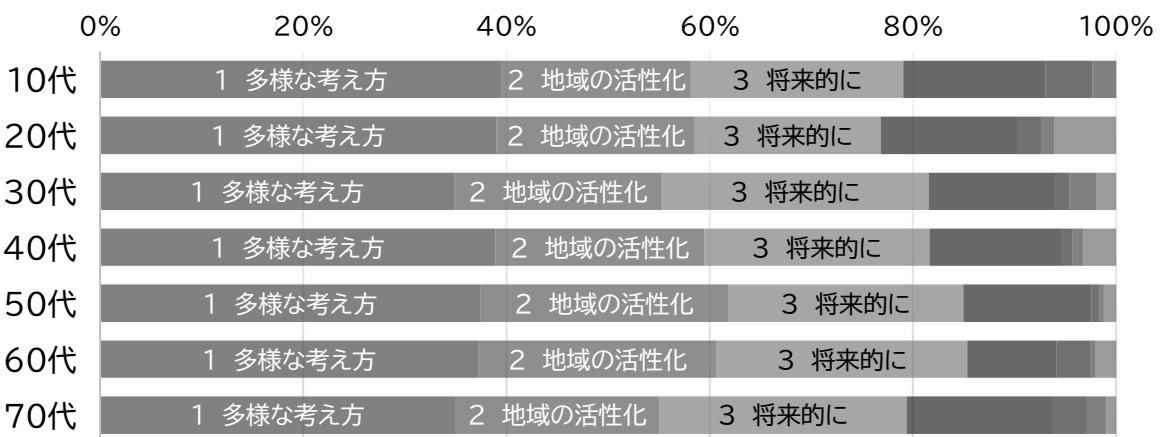
問5 あなたは、多文化共生が重要であると思いますか。	
1 重要である	276
2 どちらかといえば重要	306
3 どちらともいえない	145
4 どちらかといえば重要ではない	27
5 重要ではない	16
無回答	2

n=772



問6 (問5で「1 重要である」または「2どちらかといえば重要」と答えた人にうかがいます。) なぜ、重要であると思いますか。(いくつでも)	
1 多様な考え方や価値観を学ぶことができるから	430
2 地域の活性化にとって重要なことだから	253
3 将来的に必要なと思うから	274
4 外国の文化に関心があるから	142
5 ニュースなどで取り上げられているから	25
6 なんとなく	14
7 その他	25
無回答	189

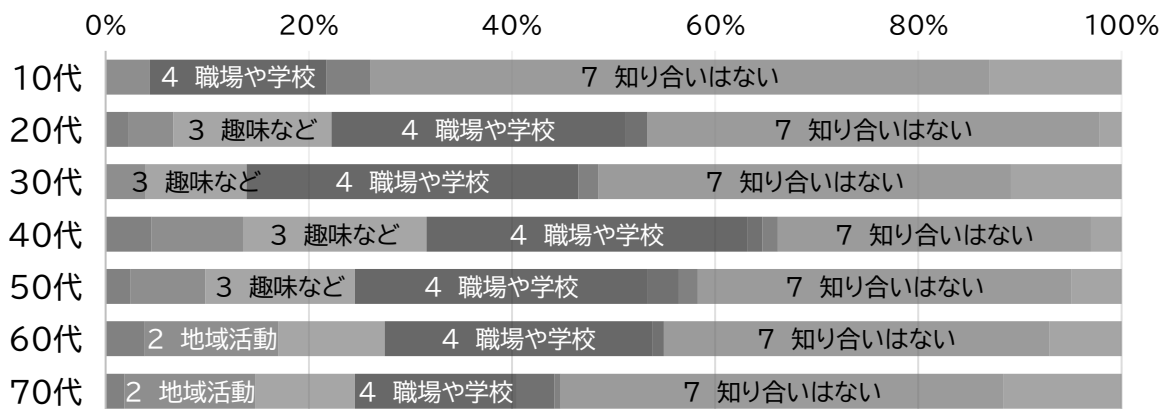
n=582



(3) 多文化共生に係る経験について

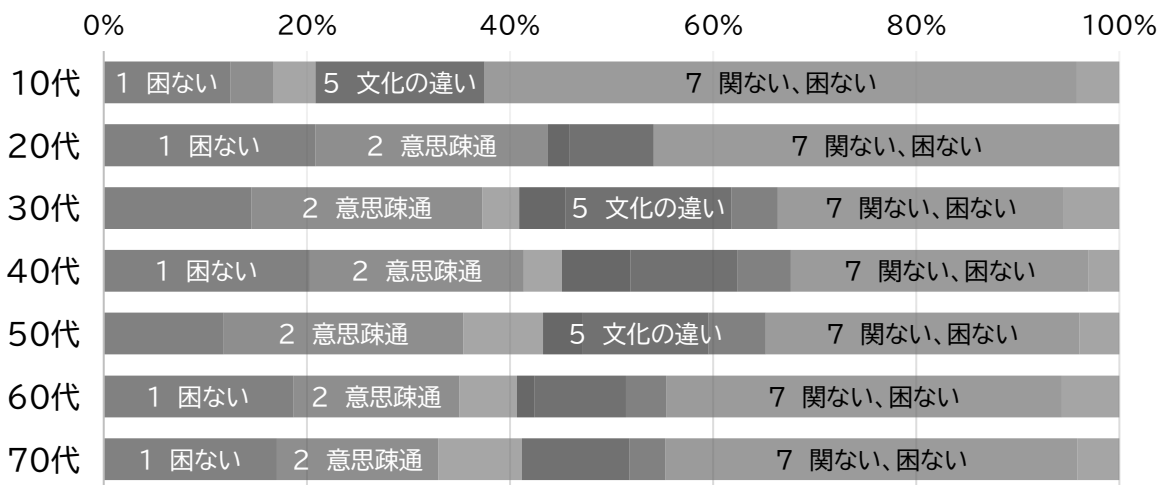
問7 あなたに市内に住む外国人住民と知り合った経験やきっかけがあれば、あてはまるものを選んでください。(いくつでも)	
1 お祭りやイベントなどを通じて知り合った	23
2 自治会・町内会、PTA活動など地域活動を通じて知り合った	78
3 趣味、飲食店、カルチャースクール、ボランティア、宗教活動などを通じて知り合った	101
4 職場や学校で知り合った	215
5 旅行などをきっかけに知り合った	17
6 インターネット、SNSなどを通じて知り合った	9
7 市内に外国人の知り合いはない	317
8 その他	59
無回答	69

n=772



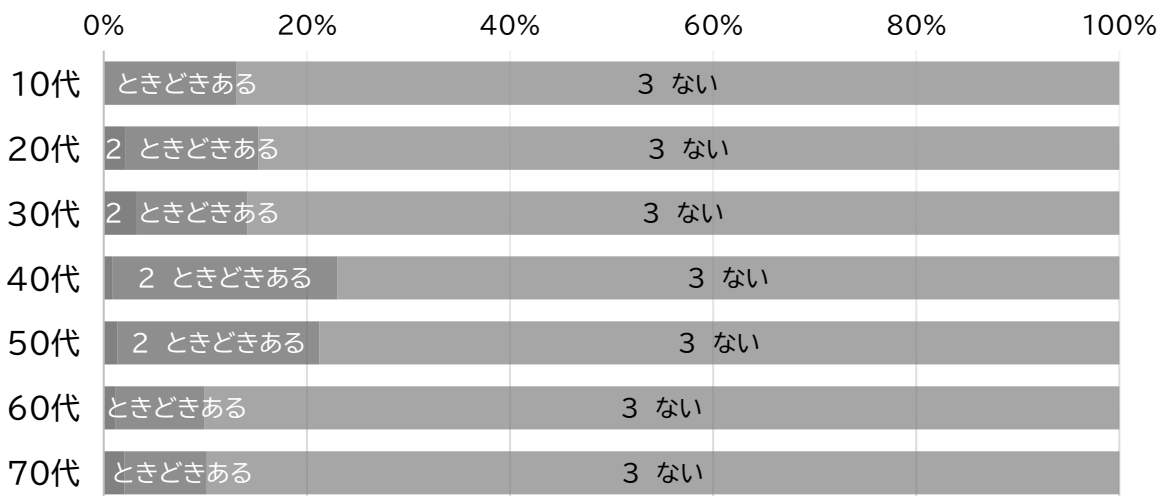
問8 外国人住民との関わりで生活上、困ったと感じたことがありますか。(いくつでも)	
1 外国人住民と関わりがあるが、困ったと感じたことがない	140
2 言葉が理解できず、意思疎通ができない	163
3 自治会・町内会のルール(ゴミの出し方など)	49
4 学校関係の決まり事など(父母会の役割分担など)	26
5 文化の違いに関すること(慣習や宗教など)	97
6 近所付き合いのトラブル(大きな音をたてるなど)	36
7 外国人住民と関わりがないので、困ったと感じたことがない	302
8 その他	35
無回答	59

n=772



問9 市内やあなたのまわりで外国人に対する差別を見たり、聞いたりしたことがありますか。	
1 よくある	12
2 ときどきある	100
3 ない	633
無回答	27

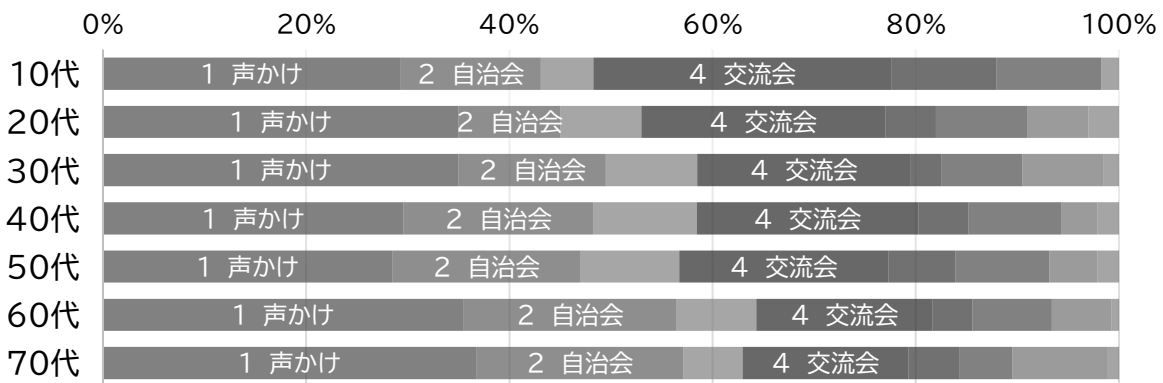
n=772



(4) 多文化共生への意識について

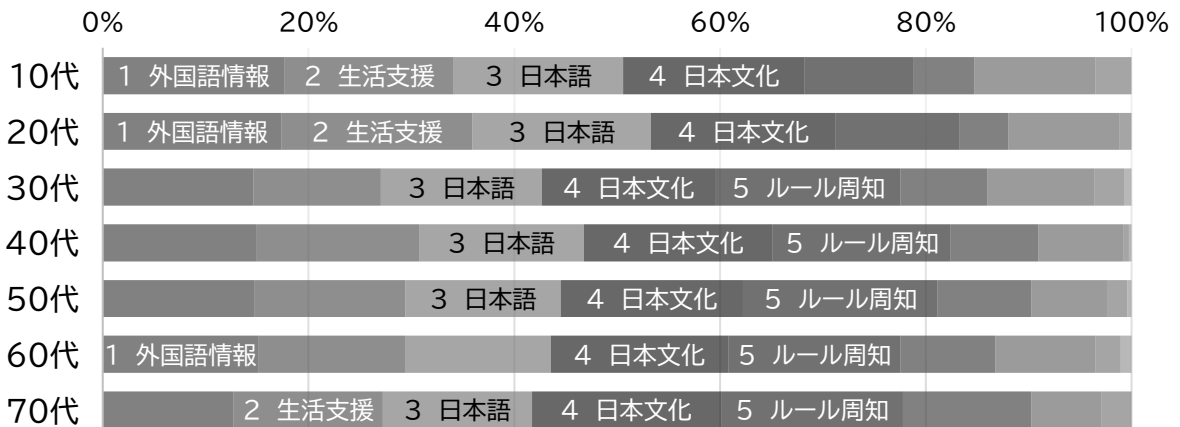
問11 近所に住む外国人住民と日本人住民が、お互いを尊重し、より良い関係を築くためには、どうしたらよいと思いますか。(いくつでも)	
1 お互いに挨拶などの声かけをおこなう	589
2 清掃や運動会などの自治会・町内会の活動にともに参加する	329
3 PTA活動などの学校の活動にともに参加する	147
4 お互いの国の文化や習慣を理解しあう機会(交流会など)をつくる	352
5 外国の文化などを紹介する講座に参加する	89
6 国際交流などのイベントに参加し、情報を得る	142
7 特別なことをする必要がない	108
8 その他	29
無回答	33

n=772



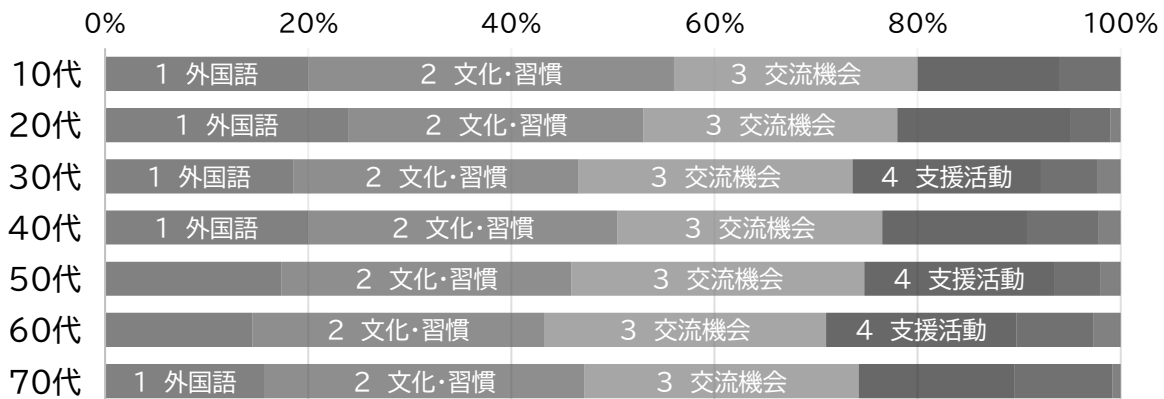
問12 多文化共生を進めるにあたり、市は外国人住民へ、どのような取組をしたらよいと思いますか。(いくつでも)	
1 外国語による情報の提供	368
2 生活相談などの生活支援	367
3 日本語を学ぶ機会の提供	376
4 日本の文化・習慣を学ぶ機会の提供	441
5 地域社会などのルールの周知	423
6 地域活動への参加の促進	227
7 活躍の場、機会の提供	215
8 わからない	53
9 その他	11
無回答	28

n=772



問13 多文化共生を進めるにあたり、市は日本人住民へ、どのような取組をしたらよいと思いますか。(いくつでも)	
1 様々な外国語を学ぶ機会の提供	253
2 様々な国の文化・習慣などを学ぶ機会の提供	429
3 外国人住民との交流機会の充実	393
4 外国人住民を支援する活動の促進	247
5 わからない	97
6 その他	28
無回答	34

n=772



問14 多文化共生について、あなたが、関心があること、やってみたいことを教えてください。(いくつでも)	
1 多文化共生について講座で学びたい	132
2 外国人住民から、その国の文化を学んでみたい	290
3 外国人住民との交流会に参加してみたい	193
4 「やさしい日本語」を学んでみたい	53
5 翻訳や通訳のボランティアをしてみたい	24
6 外国人住民に日本語を教えたい	45
7 外国人住民に日本の文化や習慣を教えたい	112
8 外国人と積極的に話してみたい	155
9 特にない	237
10 その他	19
無回答	36

n=772

